

各位

施設設備の貸与に係る取扱いの変更等について

令和4年1月
ポリテクセンター島根

平素より、当センターの業務につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、当センターの施設設備の貸与に係る取扱いを、令和4年4月以降の利用に関する申請から下記のとおり変更いたします。
何卒ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 受付方法の変更

仮予約の受付を停止し、「施設・設備使用申請書」(以下、申請書)の受理順に受付いたします。

※事前に電話で現在の空き状況をご確認いただいた後に、申請書を提出いただきますが、申請書受理の時点で他の申請が先に受理された場合は、貸与することはできません。

※既に受付している仮予約は、有効なものとして扱います。

※申請書提出済みであっても、利用日(複数日にまたがる場合は最も早い利用日)の1週間前までに「施設設備使用申請取消届」を提出いただければ、施設使用料の請求取下げおよび、既納付の使用料を返金いたします。

※申請書に社印等の押印は不要です。

2. 申請書の受付期間の変更

従来は施設利用日の2か月前から申請書を受付けしていましたが、施設利用日の3か月前から申請書を受付けします。

3. 令和4年10月以降の施設貸与について

施設内工事の影響で一部施設は貸与できません。詳細は生産性センター業務課担当者までお問い合わせください。

以上

○お問い合わせ先

〒690-0001 島根県松江市東朝日町267

島根職業能力開発促進センター 生産性センター業務課 河原崎、昌子

TEL : 0852-31-2828